神川町パブリック・コメント制度実施要綱

平成19年3月26日 告示第16号

(目的)

第1条 この告示は、町民の意見及び要望を積極的に町政に反映させるとともに、透明で開かれた町政を目指し、町民に対する説明責任と協働のまちづくりを推進するため、パブリック・コメント手続に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、「パブリック・コメント手続」とは、町の重要な施策の形成過程において、その施策に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。
- 2 この告示において、「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 町長
 - (2) 教育委員会
 - (3) 選挙管理委員会
 - (4) 監査委員
 - (5) 農業委員会
- 3 この告示において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 町内に住所を有する者
 - (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
 - (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 町内の学校に在学する者
 - (5) 本町に対して納税義務を有するもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事業に利害関係を有するもの

(対象)

- 第3条 パブリック・コメント手続の対象は、次に掲げる町の基本的な施策等(以下「施策等」という。)とする。
 - (1) 基本構想等、町の基本的施策を定める計画の策定又は重要な変更
 - (2) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

- (4) その他実施機関がパブリック・コメントを適用することが必要と認める もの
- 2 次に掲げるものについては、この制度の対象としない。
 - (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 法令その他の規定により、縦覧等のパブリック・コメント手続と同様の 手続を行うもの
 - (3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議するもの

(案の公表)

- 第4条 実施機関は、施策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、施策等の案(以下「案」という。)を公表しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。
 - (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (2) 案にかかる町の考え方
 - (3) 町民が案を理解するために必要な参考資料
- 3 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、町のホームページ等に掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

(意見等の提出)

- 第5条 実施機関は、案の公表の日から30日以上の期間を設けて、案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急の場合は、当該期間を短縮することができる。
- 2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるほか、実施機関が必要と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする町民等は、意見等を提出する際に、住所、氏名 その他町民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の反映)

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等について、施策の立案 への反映に努めるものとする。

(意見等の公表)

- 第7条 実施機関は施策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、神川町情報公開条例(平成 18 年条例第 12 号)第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。
 - (1) 提出された意見等
 - (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
 - (3) 案を修正した場合における当該修正内容
- 2 前項の公表において、施策等の策定に直接関わりのないものについては、 その事項を省略することができる。
- 3 第1項に規定する公表の方法については、第4条第3項の規定を準用する。 (意思決定過程の特例)
- 第8条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の付属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第4条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、施策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで施策の意思決定をすることができる。

(一覧表の作成等)

第9条 町長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、 公表については、第4条第3項の規定を準用する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に立案過程にある施策等で町民等の意見を反映させる 機会を確保する手続を経たものについては、この告示の規定は適用しない。